

第1回 小布施町 保育所運営審議会

日時:令和7年6月25日 午後6時30分~

場所:小布施町役場 2階 第一会議室



目次

- 01 町の保育行政について
- 02 利用者負担額（保育料）に関する規則の整備について
- 03 令和7年度実施事業について
- 04 町立教育・保育施設で今後整備すること
- 05 第2回審議会の予定について



01

町の保育行政について

お配りしました、
別紙「子育てガイドブック（抜粋）」をご覧ください。



02

利用者負担額（保育料）に関する 規則の整備について

令和元年10月から3歳児以上の保育料が無償化されました。

それに伴い、町の保育料を定める「小布施町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則（以下、「規則」という。）」について次の2点改正する。

- ① 3歳～5歳児クラスの保育料無償化に係る整備
- ② 3歳未満児（3号認定）の保育料表記について



① 3歳～5歳児クラスの保育料無償化に係る整備

別表第1(第2条関係)

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額・円)
階層	定義		
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0
第2-1	第1階層を除き、現年度分(4～8月にあっては前年度分。以下同じ。)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)非課税世帯	母子・父子又は障害者等世帯	0
第2-2		上記以外の世帯	0
第2-3	第1、2-1、2-2階層を除き、現年度分の市町村民税課税世帯であって均等割のみ課税世帯	母子・父子又は障害者等世帯	0
第2-4		上記以外の世帯	0
第3-1	第1、2階層を除き、現年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満(母子・父子又は障害者等世帯)	0
第3-2		48,600円未満(上記以外の世帯)	0
第3-3		48,600円以上72,800円未満(母子・父子又は障害者等世帯)	0
第3-4		48,600円以上72,800円未満(上記以外の世帯)	0
第3-5		72,800円以上77,100円未満(母子・父子又は障害者等世帯)	0
第3-6		72,800円以上77,100円未満(上記以外の世帯)	0
第4-1	第1、2、3階層を除き、現年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	77,100円以上97,000円未満	0
第4-2		97,000円以上133,000円未満	0
第4-3		133,000円以上169,000円未満	0
第4-4		169,000円以上211,200円未満	0
第5-1		211,200円以上235,000円未満	0
第5-2	235,000円以上301,000円未満	0	
第5-3		301,000円以上349,000円未満	0
第5-4		349,000円以上397,000円未満	0
第5-5		397,000円以上	0

現在の規則では、1号認定について、別表1で階層ごとそれぞれ0円として記載している。

〈1号認定〉
市町村民税の階層区分や世帯の状況によらず利用者負担額は0円であるため、規則本文に記載し、別表1を削除する。



① 3歳未満児（3号認定）の保育料表記について

別表第2(第2条関係)

法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

階層	定義	利用者負担 (月額・円)			
		3歳以上児 (第2号認定)		3歳未満児 (第3号認定)	
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0
第2-1	第1階層を除き現年度分(4~3月にあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)非課税世帯	0	0	0	0
第2-2	上記以外の世帯	0	0	0	0
第3-1	第1、2階層を除き、現年度分の市町村民税課税世帯であつて均等割のみ課税又は所得割課税額が48,600円未満の世帯	0	0	3,650	2,750
第3-2	均等割のみ課税(上記以外の世帯)	0	0	8,300	6,300
第3-3	48,600円未満(母子・父子又は障害者等世帯)	0	0	5,800	4,800
第3-4	48,600円未満(上記以外の世帯)	0	0	12,600	10,600
第4-1	第1、2、3階層を除き、現年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	0	0	5,800	4,800
第4-2	48,600円以上72,800円未満(母子・父子又は障害者等世帯)	0	0	17,100	14,600
第4-3	72,800円以上77,100円未満(母子・父子又は障害者等世帯)	0	0	5,800	4,800
第4-4	72,800円以上77,100円未満(上記以外の世帯)	0	0	21,500	19,000
第4-5	77,100円以上97,000円未満	0	0	26,000	23,500
第5-1	97,000円以上133,000円未満	0	0	34,000	31,500
第5-2	133,000円以上169,000円未満	0	0	41,500	39,000
第6-1	169,000円以上211,200円未満	0	0	47,000	44,500
第6-2	211,200円以上235,000円未満	0	0	49,900	46,800
第6-3	235,000円以上301,000円未満	0	0	51,600	49,100
第7-1	301,000円以上349,000円未満	0	0	52,400	49,900
第7-2	349,000円以上397,000円未満	0	0	53,500	51,000
第8	397,000円以上	0	0	54,700	52,200

現在の規則では、2号認定及び3号認定について別表2で階層ごとそれぞれ記載している。

〈2号認定〉

市町村民税の階層区分や世帯の状況によらず利用者負担額は0円であるため、規則本文に記載し、赤枠部分を削除する。

〈3号認定〉

3歳未満児（3号認定）青枠部分のみ残す。



03

令和7年度実施事業について

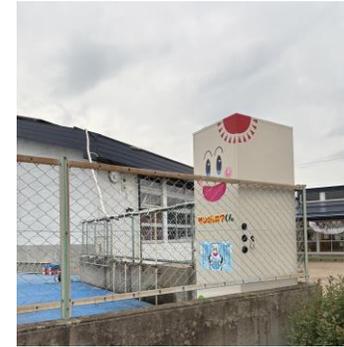
🍃 プールの温水シャワー設備設置

🍃 使用済おもつらミネートBOX設置（おもつの園処分）

🍃 つすみ保育園 遊戯室 空調設備設置工事

🍃 全年齢における育休退園の廃止

🍃 「未満児（下の子）を家庭で保育している」という事由にて保育認定を開始（3歳以上児のみ）



温水シャワー設備



使用済おもつのラミネートBOX



町立教育・保育施設で今後整備すること

保育DX及びICTアプリの導入

国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」にて、保育施設等におけるICT導入促進や、施設管理プラットフォーム等の調査・整備を計画的に進めるとしている。

→保育DXについては、今後、国が整備するため、動向を確認しながら対応していく。ICTアプリについては、令和7年度中に事業者による説明会や保育士との打合せをし、導入に向けての課題整理を行っている。

保育園での主食の提供

認定こども園栗が丘幼稚園では、全年齢において主食・副食を提供する「完全給食」を実施しているが、わかば保育園・つすみ保育園では、未満児は「完全給食」、3歳以上児はご家庭から主食を持参していただき副食のみ園で提供している。

各保育園で毎年実施している園アンケートでは、「温かいご飯を園で提供してほしい」という保護者からの要望がある。



保育園での主食の提供について

-  近隣市町村の状況
-  町立2園それぞれの炊飯方法と課題
-  今後の流れ



▶ 近隣市町村の状況

近隣市町村では、中野市が令和7年10月から園で主食の提供を開始する予定。

須坂市、高山村、長野市、信濃町、飯綱町、坂城町は家庭から持参している。

→主食を提供している近隣市町村は未だ多くはないが、小布施町では認定こども園栗ガ丘幼稚園があり、主食の提供においては町立3園の違いがある現状。

また、就労している方が多く通う保育園において保護者の負担軽減の観点からも園で提供していきたい。



▶ 町立 2 園それぞれの炊飯方法と課題

わかば保育園

〈方法〉

調理室に 5 升炊きガス炊飯器 1 台を設置

〈課題〉

- ・米びつを置くスペースがない
- ・お米を研ぐ、炊飯する人がいない
- ・ガス炊飯器を設置するための工事が必要
- ・釜を洗うシンクの深さが浅い
- ・茶碗を洗い、乾燥させる場所がない、人がいない。

つすみ保育園

〈方法〉

調理室前に家庭用炊飯器を 3 台設置

〈課題〉

- ・米びつを置くスペースがない
- ・お米を研ぐ、炊飯する人がいない
- ・炊飯器を設置するための電気容量が足りないため工事が必要
- ・茶碗を洗い、乾燥させる場所がない、人がいない。



▶ 今後の流れ

7月中旬に町立2園の保護者を対象に園での主食提供に関する意向についてのアンケートを実施する予定。

質問内容

園で主食を提供することとなった場合、保護者負担額は1,500円（認定こども園栗ガ丘幼稚園と同額）とする見込みだが、主食は園で提供、家庭から持参どちらを希望するかとその理由

アンケート結果については第2回保育所運営審議会にてお示し、ご審議いただく予定。



第2回審議会の予定について

📅 日時 8月1日（金）午後6時30分～

📅 場所 小布施町役場2階 第一会議室

📅 会議事項

- ▶ 主食提供についてのアンケート調査結果について
- ▶ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
- ▶ ファミリーサポートセンター事業の料金について

